

公立大学法人敦賀市立看護大学中期目標

公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）は、敦賀市立看護大学を設置し、及び管理することを通して、豊かな教養と総合的な判断力、高度な専門的知識と実践力を有する人材を育成するとともに、看護の発展に貢献できる質の高い研究に取り組むことにより、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的としている。

この目的を達成するため、法人は、大学院看護学研究科及び助産学専攻科を設置し、教育研究上の基本組織を整備するなど、魅力ある大学づくり、開かれた大学づくりを進め、地域医療の充実と発展に貢献できる人材の輩出に努めてきた。

敦賀市は、法人が自律的で効率的な大学運営を継続するとともに、これまでの取組みを加速させ、その成果を地域社会により一層還元することができるよう、この中期目標を定める。

1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

(1) 中期目標の期間

令和2年4月1日から令和8年3月31日までの6年間とする。

(2) 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、敦賀市立看護大学に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

看護学部看護学科

大学院看護学研究科

助産学専攻科

2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育に関する目標

ア 教育の成果・内容に関する目標

＜看護学部看護学科＞

(ア) 豊かな教養を身に付けた自立した社会人であると同時に、人に対する畏敬の念をもって看護を提供できる人材を育成する。

(イ) 高度な医療に対応できる専門的知識、技術、倫理観を身に付け、これらに基づいて看護を実践できる人材を育成する。

(ウ) 地域医療の充実と発展を自らの使命として地域に貢献できる人材を育成する。

＜大学院看護学研究科＞

高度な看護実践力を基盤にした学術研究を通して、看護技術の開発に貢献すると同時に、看護学の発展に寄与し、その成果を地域に還元することができる人材を育成する。

＜助産学専攻科＞

助産に関する高度な知識と正確な技術をもって、地域の女性の生涯にわたる健康支援に貢献できる助産師を育成する。

イ 教育の実施体制に関する目標

教育の質を高めるため、学生による授業評価方法などの組織的な教育改善活動に取り組む。

ウ 学生支援に関する目標

(ア) 学生の自主的な学習や学生生活に関する相談体制を整え、支援を行う。

(イ) 授業料免除制度の適切な運用、各種奨学金の情報提供などにより、学生へ経済的な支援を行う。

(ウ) 学生が看護師や保健師、助産師の国家試験に合格できるよう組織的な支援を行い、合格率の向上を目指す。

(エ) 学生がそれぞれの希望に沿った進学・就職ができるよう支援する。

エ 学生の確保に関する目標

(ア) 高校等と連携し、受験生に積極的な情報発信を行うことにより、多くの優れた受験生を確保する。

(イ) 学力のみならず、意欲、特性等を踏まえた総合的な能力に優れた学生をより多く確保し、一層の地域社会への還元が果たされるよう、推薦入試における募集人員の拡大や地域枠の設定など、入学試験制度の改善を検討する。

(2) 研究に関する目標

ア 研究の成果・内容に関する目標

教員それぞれの専門領域の研究に加え、地域のニーズに応じた研究を組織的に推進する。

イ 研究の実施体制に関する目標

- (ア) 外部からの研究資金を積極的に獲得するため、サポート体制を強化する。
- (イ) 教員の研究を活性化するため、選考により競争的研究費を効果的に配分する。
- (ウ) 地域・在宅ケアセンターを中心として、地域における医療課題について研究を行い、その成果を地域に還元する。
- (エ) 教員の研究活動や研究業績に関する情報をわかりやすく公表する。

(3) 地域貢献・国際交流に関する目標

ア 地域貢献に関する目標

- (ア) 地域社会の健康や福祉に関するニーズを把握し、住民の健康や福祉に寄与する方策を提言する。
- (イ) 医療・看護従事者や地域住民が大学で学ぶことができるよう、授業を履修・聴講できる講座等を開催する。
- (ウ) 地域と学生の結び付きを深めるため、学生が地域住民と交流する機会、学生の保護者や家族が敦賀市を訪れてもらう機会の充実に努める。
- (エ) 市や関係機関等と連携し、敦賀市をはじめとする嶺南地域の医療機関の情報を学生に提供し、地域への就職を促す。
- (オ) 災害時には大学の施設・設備を地域住民に開放するとともに、教職員（教員及び事務職員をいう。以下同じ。）も被災者の救護・支援等に協力する。

イ 国際交流に関する目標

大学の教育研究水準を向上させ、国際的視野を持つ人材を養成するため、国外の教育研究機関との連携・交流を図る。

3 大学運営に関する目標

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

ア 組織体制に関する目標

- (ア) 理事長と他の理事の間で適切な役割分担を行い、迅速で柔軟な運営を行う。
- (イ) 大学運営に関する事項を迅速に教職員に周知するとともに、大

学運営に教職員の意向を適切に反映する。

(ウ) 教員と事務職員がそれぞれの専門性を生かし、大学運営に一体となって取り組む。

(エ) 多角的な視点を大学運営に反映させるため、学外の有識者等を役員や委員に登用する。

イ 人事の適正化に関する目標

(ア) 大学の教育研究活動や地域貢献活動を踏まえ、効率的な大学運営を図るため、多様な勤務制度を構築する。

(イ) 大学の教育研究の質の向上を図るため、役員及び教職員の業績を適正に評価する。

(ウ) 教職員の採用は、透明性が確保された公募による採用を原則とする。

(エ) 財政的な面を含め、中長期的な視点に立った教職員の採用計画を策定し、公表する。

(オ) 豊富な経験を有する教員による若手教員の育成や、次代を担う幅広い年齢層の教員の採用など、バランスのとれた教員組織の維持・構築に取り組む。

(2) 財務内容の改善に関する目標

ア 自己収入の確保に関する目標

(ア) 科学研究費補助金をはじめ、外部からの研究資金の獲得についての目標を定め、積極的に取り組む。

(イ) 学納金や施設使用料等について、適正な金額を定め、収入の確保に努める。

イ 経費の適切な使用に関する目標

(ア) 事業の企画に当たっては、経営・教学の両面から検討を行う。

(イ) 教職員のコスト意識を高め、業務の効率的な執行を図るとともに、経費の抑制に努める。

ウ 安定した大学運営に関する目標

将来にわたり安定した大学運営が行われるよう、自律的かつ継続可能な財務運営を行う。

(3) 自ら行う点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

自己点検評価を定期的実施し、認証評価機関が行う大学評価、評

価委員会が行う法人評価の結果と併せ、教育研究活動や業務運営の改善に活用する。

(4) 広報・情報公開に関する目標

大学の教育研究活動や地域貢献活動、学生活動等についての広報や情報発信を組織的・戦略的に行う。

(5) その他業務運営に関する重要目標

ア 施設・設備の整備及び活用に関する目標

(ア) 長期的な視点に立って施設・設備の整備を図り、良好で快適な環境の維持に努める。

(イ) 大学の施設・設備を、公平性に配慮しながら地域住民等に積極的に開放する。

(ウ) 災害時には大学の施設・設備を地域住民に開放する。

イ 危機管理等に関する目標

危機管理の強化や安全衛生管理の充実に努め、学生や教職員の安全を確保する。